

○珠洲市復旧・復興工事等に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関する要綱

令和6年4月8日
告示第31号

(趣旨)

第1条 この要綱は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき制定される政令により、激甚災害又は局地激甚災害として指定された災害により被害を受けた公共土木施設等の復旧・復興に関する建設工事（以下「復旧・復興工事」という。）に係る契約方法及び指名競争入札参加者の指名の基準の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約の方法)

第2条 復旧・復興工事の契約方法は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般競争入札 予定価格が1億円（土木一式及び建築一式工事にあつては1億5千万円）以上のもの
- (2) 指名競争入札 予定価格が130万円以上1億円（土木一式及び建築一式工事にあつては1億5千万円）未満のもの
- (3) 随意契約 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号の規定に該当すると認められるもの

2 前項第2号に該当する復旧・復興工事のうち、市長が指定するものの契約は、珠洲市制限付き一般競争入札実施要領（平成20年珠洲市告示第11号）に規定する方法により締結することができる。

(指名競争入札参加者の指名の基準)

第3条 復旧・復興工事を指名競争入札の方法により発注する場合における入札参加者の指名は、珠洲市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱（平成20年珠洲市告示第12号）第3条の規定に関わらず、別表第1に定めるところによるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事については、別表第1の定めによらず珠洲市財務規則（昭和40年珠洲市規則第8号）第71条第2項の規定による審査を受け、資格を有する者の名簿に登載された者から選定することができる。

(指名競争入札に伴う指名業者数)

第4条 指名競争入札の執行に伴う指名業者数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計金額が2千万円以上の工事 6者以上
- (2) 設計金額が2千万円未満の工事 5者以上

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

指名基準表

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
土木一式工事	A	800以上	3,000万円以上
	A・B	800以上 800未満	2,000万円以上、3,000万円未満
	B	800未満	2,000万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額	
建築一式工事	A	650以上	1,000万円以上	
	A・B	650未満	1,000万円未満	
	※木造	A	650以上	5,000万円以上
		A・B	650以上 650未満	5,000万円未満

※木造：一般住宅と同等の構造（在来軸組み工法）で、延べ床面積300㎡以下の建築物をいう。

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
舗装工事	A	750以上	1,000万円以上
	A・B	750以上 750未満	1,000万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
設備工事	A	600以上	1,000万円以上
	A・B	600以上 600未満	1,000万円未満

工事種別	等級	総合点数	発注予定金額
その他 工事	A	750以上	1,000万円以上
	A・B	750以上 750未満	1,000万円未満

備考

- 1 「総合点数」とは、珠洲市建設工事指名競争入札参加者等選定要綱第2条に定める総合点数をいい、次の各号のいずれかにより算定する。
 - (1) 市内に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査による数値（以下「経審点数」という。）と珠洲市が別に定める主観的事項の審査による数値を合計して算定する。
 - (2) 市外に主たる営業所を有する建設業者に係る総合点数は、経審点数をもって算定する。
- 2 総合点数が上位の等級に該当する場合であっても、当該工事の年間平均完成工事高が1,000万円に満たない場合は、下位に降級するものとする。
- 3 等級欄の「A・B」とは、等級A及び等級Bに属する全てを対象とする。
- 4 工事種別の「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいう。
- 5 工事種別の「その他工事」とは、土木一式工事、建築一式工事、舗装工事及び設備工事以外の工事をいう。